

「学校開放事業の制度見直しについて」
(答申)

令和 8 年 8 月 7 日
足立区学校開放事業審議会

足立区学校開放事業の今日的課題の解決に向けた答申

1 はじめにー 15年ぶりの制度見直しの背景ー

足立区の学校開放事業は、区民の身近なスポーツ・文化活動の場として重要な役割を担ってきました。しかし、前回の答申から約15年が経過し、教職員の多忙化、社会のデジタル化、部活動の地域展開、そして安全・コンプライアンスへの意識の高まり等、事業を取り巻く環境変化により現行制度の改善が求められています。

本審議会では、これらの課題に対応し、「利用者の利便性・安全性向上」と「学校現場の負担軽減」を両立させるための新たなルール作りを審議してきました。

本答申は、これらの課題を解決し、次の10年を見据えた「足立区モデル」を提言するものです。

2 足立区の学校開放の現状と課題

足立区の学校開放は、現在、全102校で実施され、登録団体数は約1,300団体に及び、地域コミュニティの核として定着していますが、以下のような課題を抱えています。

No.	課題	現状
1	申請手続きの効率化	(1) 学校施設管理運営委員会（概ね2か月に1度の開催）での利用調整会議に参加しないと利用申請ができない。 (2) 紙申請のため、各校ごとの空き状況が分かりにくい。
2	利用回数、頻度の不公平感解消	学校により登録団体数が異なり（3～33団体）、1団体あたりの利用可能回数の格差が生じている。
3	貸出枠の創出	(1) 1枠3時間の貸出単位としており、貸出枠に限りがある。 (2) 空きがあっても利用調整会議以外での申請は認めていない。
4	利用ルール遵守の徹底	ルール違反の団体に対するペナルティ制度がなく、違反団体に対しては口頭注意を繰り返している。

3 新たな学校開放に向けた4つの提言

◆提言1 オンライン化による効率化と負担軽減

事務負担を劇的に軽減し、利用者の利便性を向上させるため、デジタル化の推進を提言する。

(1) オンライン予約・決済システムの導入

団体登録の申請から施設の予約、使用料の支払いまでをオンラインで完結させ、学校現場での「紙」のやり取りを可能な限り削減する。モデル校実施を経て、現場の声を反映させながら全校展開を図ることが望ましい。

(2) 空き室情報の可視化と利用促進

予約システム上で空き状況をリアルタイムで公開するとともに、システム予約を可能にするべきである。これにより、「空き室があっても追加申請できない」というアナログな手続きを改善し、空き枠を無駄にしない弾力的な事業運営を行うことで、施設の有効活用と利用機会の拡大を図る。

ただし、システムを通じた追加申請は、提言2に掲げる登録要件（学区域要件、区内構成員割合等）を遵守し、正式に団体登録を行った学校の貸出枠に限定する。

(3) 利用調整会議の再定義と負担軽減

現在2～3ヶ月に1回実施されている会議を、年3回程度まで削減する。数か月分の利用調整をまとめて行う運用へと移行し、教職員やスポーツ推進委員、団体代表者の負担を軽減する。

オンライン化後も団体間の交流や学校への貢献活動（美化・清掃等）、課題共有としての会議の重要性を維持しつつ、物理的な拘束時間を最小化する。なお、日常的な周知事項や施設トラブル時の緊急連絡については、予約システムの通知機能や電子メール等のデジタルツールを活用し、会議に代わる迅速かつ確実な情報伝達手段を確保する必要がある。

(4) デジタル機器の操作に不安がある方への配慮

システムの導入にあたっては、高齢者やデジタル機器の操作に不安がある層を置き去りにしない配慮が不可欠である。導入初期における一定期間、相談窓口の設置、分かりやすい操作マニュアルの整備、および丁寧なサポート体制の構築を並行して進めることで、全ての利用者がデジタルの恩恵を享受できる環境を整える必要がある。

(5) スマートロック導入による施設管理の自動化に向けた検討

物理的な鍵の受け渡しを不要にする「スマートロック」の導入は、利便性と安全性を両立させるための有効な手段となり得る。

費用対効果や課題を整理したうえで、慎重に検討を進めるべきである。

◆提言２ 公平性を担保する「登録要件の見直し」と不公平感の解消

「区民のための施設」という原則を強化し、利用機会の不公平感を是正することを提言する。

（１）新たに区内在住・在勤・在学者割合の導入

構成員の過半数（５割以上）を区内（在住・在勤・在学）とする要件を導入すべきである。学校開放が本来「区民のための施設」であるという原則をより明確にし、区内団体の利用機会を優先的に確保することで、利用者間の不公平感を解消することを目的とする。

あわせて、現行の「５名以上が登録希望校の学校開放区域」という要件については、地域密着のルールを維持することで、遠方からの利用者が『車で来校禁止』のルールを破って学校周辺へ迷惑駐車を行うことを防ぐ観点からも維持すべきである。

実効性を担保するため、本人確認の具体的な手法（マイナンバーカードや在勤証明書の活用等）については、事務負担やプライバシー保護の観点を踏まえ、慎重に検討を進めるべきである。

（２）「１団体１校登録」原則の適正運用

現行どおり１団体１校登録の原則は遵守すべきであるが、活動人数が極めて多い少年団体等については、安全確保の観点から明確な例外基準を設ける必要がある。

団体登録にあたっては、学区域要件等の大原則を前提としつつ、予約システムを通じて全校の空き状況（登録状況）を公開することで、特定校への登録集中を抑制する。登録時に空きの多い学校への選択を促し、登録先を分散させることで、区内全域の施設を無駄なく有効活用できる環境を整えとともに、できる限り多くの利用機会を提供する。

（３）利用時間上限設定の検討

特定の団体による過度な利用を防ぎ、より多くの団体が等しく活動できるよう、１団体あたりの月間・週間の利用回数や時間の上限をシステムで制御し、公平な配分を実現することもあわせて検討する必要がある。

（４）減免制度の適正化と運用見直し

学校・地域コミュニティの核となるＰＴＡ団体の活動を支援しつつ、一般団体の受益者負担の原則を確保するため、制度の再整理を行う必要がある。

現在、使用料免除の対象は「現役の保護者および教職員のみ」で構成される団体に限定されている。しかし、少子化の影響により現役世代のみでは活動維持が困難な現状を鑑み、地域コミュニティ維持の観点から、一定数のＯＢ参加を認めた場合でも減免対象とする緩和策を検討すべきである。これにより、経験者による指導やサポート体制を確保し、団体の円滑な存続を支援する。

地域連携や親睦を主目的とする「ＰＴＡ行事としての活動」と、指導者を招聘し

競技・志向性が極めて強い「サークル活動」を明確に区別し、一般団体とのバランスを考慮した運用を目指す必要がある。

(5) 部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動への対応検討

現在、文部科学省の主導により、中学校等の部活動を地域全体で支える仕組みの構築「部活動の地域展開」が全国的に進められており、足立区においても今後、部活動の受け皿として、新たに整備される体制や既存のスポーツ団体等による『地域クラブ』の活動が本格化することが見込まれる。

こうした地域クラブは、少子化の影響から複数校の生徒が一度帰宅した後に特定の「拠点校」に集まって活動する形態が主となり、活動時間帯も従来の放課後から夜間へとシフトしていくことが想定される。

このような新たな活動形態の受け入れや、既存団体との利用調整が必要となることで、今後の学校開放事業の管理運営は非常に複雑なものとなることが想定される。将来的な混乱を未然に防ぐため、地域クラブの優先順位や登録基準、夜間利用のあり方等について、実態に即した慎重な制度設計を将来的に検討すべきである。

◆提言3 「貸出枠の細分化」による利用機会の創出

限られた施設をより多くの団体が有効活用できる仕組みの整備を提言する。

(1) 1時間単位の貸出導入

従来の3時間単位から1時間単位への細分化は、柔軟な貸出を可能とし、さらなる利用拡大を図るうえで望ましい。

利用時間に応じた適切な料金設定もあわせて行うとともに、利用の実態に即した柔軟な予約を可能にすることで、施設のさらなる有効活用を推進するべきである。

(2) 体育館の半面利用の促進

複数団体が同時に活動できるよう半面での利用も実施するべきである。

ただし、安全確保のため、防球ネット等の設備を整えた学校から段階的に実施し、安全管理を徹底する必要がある。

あわせて、予約時に活動種目（球技の有無等）を明示させることで、団体間での事前の配慮や接触事故、備品の破損といったトラブルを未然に防ぐ運用を検討すべきである。

(3) 気候変動への対応と夜間利用の環境整備

近年の地球温暖化に伴う猛暑対策に加え、今後は部活動の地域展開等を背景として、夜間に学校施設を利用する需要の増加が見込まれる。また、学校開放事業における平日の利用は、学校教育終了後の夜間が中心であることから、夜間利用環境の整備は今後の学校開放事業における重要な課題である。校庭の夜間利用（ナイター利用）を可能とするための環境整備（照明設備）や、それらに合わせた適正な料金体系の構築について、検討を進めるべきである。

◆提言4 「罰則規定の導入」とルールの厳格な運用

安全で健全な活動環境を確保するため、利用者の規範意識の向上を促すとともに、違反行為に対して厳格な処分を下すための具体的なルールと罰則規定を導入することを提言する。

(1) 遵守すべきルールの明文化と徹底

学校開放を利用する上での禁止事項および遵守事項を明確に定める必要がある。

今回の提言において以下の6点については、ルールを明文化し、利用者に遵守させることを望むものである。

1	重大な違反行為の禁止	児童生徒や他の利用者に対する暴力、暴言、いじめ、ハラスメント等の人権侵害行為は「根絶すべき重大な違反行為」と位置づける。
2	営利活動の禁止	指導者が報酬を生活の糧にするような営利目的の利用や、不透明な会計管理を厳格に禁止する。
3	学校施設への迷惑行為防止	現行の管理ルールを改めて明確化し、学校備品や施設（窓ガラス、床面等）の損壊、不適切な使用、および許可のないエリアや校舎内への立ち入りを禁止事項として徹底する。
4	施設利用および地域配慮のマナー遵守	近隣への騒音、迷惑駐車、学校敷地内外での喫煙、ゴミの放置といったマナー違反を、地域住民の生活を脅かす行為として厳しく律する。
5	グラウンド利用ルールの管理	学校教育への支障を防ぐため、スパイク利用等の現行制限を原則維持する。ただし、施設状況や競技特性に応じ、管理に支障がない範囲での段階的な制限緩和についても並行して検討する。
6	虚偽の登録・申請の禁止	「区民優先」の原則を守り、全団体が公平に活動機会を得られるよう、居住実態や活動実態を偽る悪質な申請を防止する。 事実と異なる内容での登録や申請（虚偽申請）が判明した場合には、今回導入する4段階の罰則規定を適用し、制度の実効性を確保する。

(2) 4段階の段階的罰則基準の整備

現在の「取消し」のみの制度を改め、軽度なマナー違反から悪質な不正行為、重大な違反行為等にも柔軟に対応ができるよう、①是正勧告（口頭）、②是正指示（書面）、③利用停止、④利用取消しという段階的処分の導入を検討すべきである。これにより、実効性のある是正指導を可能とする。

(3) 公平な判断プロセスの導入

不利益処分を下す際の公平性を担保するため、弁護士等の専門家や第三者の視点を入れた第三者機関の設置等客観的な判断プロセスの導入を検討すべきである。これにより、事案の性質や状況に基づいた、恣意的でない適正な処分の運用を実現する。

(4) 指導者の資質向上と他部署連携

安全で健全な活動環境を確保するため、過去の重大な暴力事案を教訓とした指導者の資質向上の取組を、本制度の中に組み込むべきである。具体的には、ハラスメント防止やコンプライアンスに関する講習会への出席を、団体登録および更新時の必須条件（義務化）とし、指導者の意識改革と資質向上を制度的に担保する必要がある。

また、学校開放事業としては、既に設置されている相談窓口の周知を徹底することで、現場の異変や不適切な指導の早期把握に努めるとともに、事案発生時には迅速かつ組織的に対応できる体制を構築すべきである。

もっとも、暴力やハラスメントは、騒音や喫煙といった施設利用におけるマナー違反とは性質を異にする「公の秩序を乱す行為」であり、学校開放事業の枠組みのみならず、区全体で統一的に対応すべき極めて重要な課題である。

したがって、区のあらゆる活動場面において暴力等を一切容認しないという一貫した方針の下、関係各署が連携し、包括的な支援・啓発体制を整える必要がある。

○ おわりに

区民が利用しやすい学校開放事業を目指して

本答申の提言1から4に掲げた各項目は、ICTという新しい力を最大限に活かすことで、これまで解決に至らなかった課題の解消に向けて、一歩踏み出すものです。

このICT活用は、単なる効率化ではありません。客観的なデータに基づく適正な事業管理を可能にし、これまで学校現場や利用者の皆様が抱えてきた事務負担を減らすだけでなく、より「安全で、誰もが公平に、そして心地よく」活動できる場所へと進化させるためのものです。

私たちは、この豊かな「学校開放」という活動の場を、次の世代を担う子どもたちのために、そして地域の皆様がいつまでも親しめる場として、末長く守り続けていかなければなりません。

今後、モデル校での実践を通じ、現場の皆様の声を丁寧に拾い上げながら、足立区らしい「持続可能な学校開放」の姿を共に創り上げていくことを、切に願っております。

【参考】学校開放事業の概要（現状）

（１）目的

区立小・中学校の校庭・体育館・教室等の施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、公平な機会を提供することを通して、生涯学習・文化・スポーツ活動の振興、開かれた学校づくりおよび地域コミュニティの形成に寄与することを目的としています。

（２）利用要件

ア 一時利用

イ 定期的に利用する場合には、団体登録が必要

団体登録の要件

1 構成員が１０名以上いること	4 宗教活動または営利活動を目的としないこと
2 構成員のうち、５名以上が登録希望校の学校開放区域に在住・在勤・在学中であること	5 会計内容が明らかになっていること
3 代表者が１８歳以上であること	6 会則を備えていること

（３）基本ルール

ア 登録は原則１団体１校まで

イ １団体、週１回（１枠、３時間）の利用が原則

ウ 利用申請は学校施設管理運営委員会の利用調整会議にて、団体間で調整後に行う

エ 利用調整会議に出席しない場合は、原則利用できない

オ 利用調整会議で調整した利用以外、空き室があっても追加で申請できない

カ 施設の損害は、団体の責任、費用負担で現状復旧をする

（４）施設使用料（受益者負担の原則に基づく）

ア 足立区学校施設使用条例で定めている施設使用料を、使用前に納付しなければならない

イ 足立区学校施設使用条例施行規則で定める施設使用料の免除団体に該当する場合は、施設使用料は免除とする。

（５）根拠法令

ア スポーツ基本法

イ 社会教育法

ウ 足立区立学校施設使用条例

エ 足立区立学校施設使用条例施行規則

オ 学校施設使用に関する要綱

<資料>

資料1 足立区学校開放事業審議会設置条例

資料2 足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則

資料3 足立区学校開放事業審議会委員名簿

資料4 「足立区学校開放事業審議会」審議概要

○足立区学校開放事業審議会設置条例

平成22年 6 月24日 条例第29号

足立区学校開放事業審議会設置条例を公布する。

足立区学校開放事業審議会設置条例

(設置)

第 1 条 足立区における学校開放事業の適正かつ効果的な運営を図るため、足立区教育委員会（以下「委員会」という。）の附属機関として、足立区学校開放事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、委員会の諮問に応じ、足立区における学校開放事業に関する基本的な施策及び具体的な運営方法について審議し、次に掲げる事項について委員会に答申する。

- (1) 学校施設の適正な使用に関すること。
- (2) 団体利用のあり方に関すること。
- (3) 利用上のルールに関すること。
- (4) その他、委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員会が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、1 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長 1 人及び副会長 2 人を置き、委員の互選により選出する。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区学校開放事業審議会	日額 7,000円
--------------	-----------

○足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則

平成22年 8 月25日教育委員会規則第11号

足立区教育委員会

改正

令和 6 年11月12日教育委員会規則第13号

足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則を公布する。

足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、足立区学校開放事業審議会設置条例（平成22年足立区条例第29号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、足立区学校開放事業審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、足立区教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者 4 人以内
- (2) 社会教育関係者 5 人以内
- (3) 区議会議員 2 人以内
- (4) 公募による区民 4 人以内
- (5) 学識経験者 1 人以内

(意見の聴取)

第 3 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第 4 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

(会議録)

第 5 条 会長は、審議会終了後、速やかに会議録を作成し、これを保管しなければならない。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 6 年11月12日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

足立区学校開放事業審議会委員名簿

任期 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで

	区分	氏名（敬称略）	職歴等
1	学識経験者	二 宮 雅 也	文教大学教授（スポーツ社会学）
2	学校教育 関係者	吉 野 美 一	足立区立小学校 P T A 連合会 （弘道第一小学校 P T A 会長）
3		山 口 美 郁	足立区立中学校 P T A 連合会 （江南中学校 P T A 会長）
4		村 松 治	足立区立千寿双葉小学校校長
5		浅 香 英 典	足立区立興本扇学園校長
6	社会教育 関係者	羽 住 敏 久	足立区スポーツ推進委員会会長
7		飯ヶ谷 美 恵	足立区スポーツ推進委員会副会長 総合型地域クラブ 興本倶楽部会長
8		石 澤 美也子	総合型地域クラブ 千住ウエスト会長
9		小 川 芙美子	足立区青少年対策地区委員会会長連 絡協議会副会長
10		山 崎 弘 孝	足立区スポーツ協会副会長
11	区議会議員	長谷川 たかこ （令和 8 年 1 月 2 7 日まで 在任）	区議会議員
		高 橋 まゆみ （令和 8 年 3 月 1 2 日から 6 月 2 3 日まで在任）	区議会議員
		くじらい 実 （令和 8 年 6 月 2 4 日から 就任）	区議会議員
12		へんみ 圭 二	区議会議員

足立区学校開放事業審議会委員名簿

任期 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで

	区分	氏名（敬称略）	職歴等
13	公募による 区民	岡 井 伴 治	区民
14		櫻 井 悠 夏	区民
15		田 口 藍	区民
16		正 岡 佳	区民

足立区学校開放事業審議会委員名簿

任期 令和 8 年 7 月 1 3 日から令和 9 年 7 月 1 2 日まで

	区分	氏名（敬称略）	職歴等
1	学識経験者	二 宮 雅 也	文教大学教授（スポーツ社会学）
2	学校教育 関係者	吉 野 美 一	足立区立小学校PTA連合会 （弘道第一小学校PTA会長）
3		山 口 美 郁	足立区立中学校PTA連合会 （江南中学校PTA会長）
4		村 松 治	足立区立千寿双葉小学校校長
5		浅 香 英 典	足立区立興本扇学園校長
6	社会教育 関係者	羽 住 敏 久	足立区スポーツ推進委員会会長
7		飯ヶ谷 美 恵	総合型地域クラブ 興本倶楽部会長
8		石 澤 美也子	総合型地域クラブ 千住ウエスト会長
9		大 林 英 夫	足立区青少年対策地区委員会会長連 絡協議会副会長
10		山 崎 弘 孝	足立区スポーツ協会副会長
11	区議会議員	くじらい 実	区議会議員
12		へんみ 圭 二	区議会議員
13	公募による 区民	岡 井 伴 治	区民
14		櫻 井 悠 夏	区民
15		田 口 藍	区民
16		正 岡 佳	区民

「足立区学校開放事業審議会」審議概要

1 審議日程

	日程	内容
第1回	令和7年 7月28日（月）	4つの課題に対して4つの柱に分類し、議論のベースを定めた。
第2回	令和7年 10月27日（月）	審議会の開催回数を3回から5回に変更した。 柱Ⅰ オンライン化と負担軽減 予約システムの電子化について検討した。
第3回	令和8年 1月30日（金）	柱Ⅱ 登録要件の見直し 柱Ⅲ 貸出枠の見直し
第4回	令和8年 3月12日（木）	柱Ⅳ 罰則規定の導入 暴力事案を教訓とした再発防止策の検討 PTA団体における現役要件の見直し
第5回	令和8年 7月17日（金）	答申に向けて議論の振り返り及びまとめ

2 第1回～4回までの審議事項

審議事項	主な意見
柱Ⅰ 【予約システムの導入】 紙管理をシステム化し、事務負担の軽減と空き枠の活用	① 現場特有の課題を抽出するため、まずはモデル校を設定し、段階的に展開すべきである。 ② 高齢の利用者等に配慮し、相談窓口の設置など丁寧なサポート体制を構築すべきである。 ③ 新宿区を参考に、優先枠の対面調整と空き枠のシステム予約を組み合わせた運用が望ましい。 ④ スマートロックの導入を検討すべきだが、故障時の対応や費用対効果について十分に精査する必要がある。
【運用の効率化】 利用調整会議の回数削減	① 学校施設管理運営委員会は困りごとの共有をする場でもあり、現状どおり2か月に1回程度の頻度で開催するのが適切だと思う。 ② 時間外の利用調整会議に出席する副校長の負担が大きい。 ③ 回数削減とともに、副校長の出席回数も少なくしてほしい。

審議事項	主な意見
柱Ⅱ 【登録要件の見直し】 区民優先の利用と適正な 団体管理	① 登録のみで活動していない団体も多く、登録 削除の検討が必要である。 ② 在住者の実態把握方法の検討が必要である。 ③ 学区域要件の廃止は、車での上校増加を招く 恐れがあるため、交通環境への影響を慎重に 検討すべきである。
柱Ⅲ 【貸出枠の見直し】 貸出時間単位の細分化と シェアでの利用	① 体育館の半面利用（シェア）の検討が必要。 導入する際は仕切りを設置すべきである。 ② 管理側の負担を考慮し、できる限りシンプル な制度が望ましい。
柱Ⅳ 【罰則規定の導入】 不適切行為を抑止	① 罰則を適用するかどうか恣意的に決められな いように第三者機関が判断するしくみが必要 である。 ② 違反行為の抑止力として利用団体名を公表し てはどうか。 ③ 過度な厳格化で団体が活動しづらくなること が心配 ④ 騒音などのマナー違反と暴力事案については 罰則の度合い等分けて考える必要がある。
【指導者の質向上】 安全で適切な指導体制を 構築	① ハラスメント講習会受講を団体登録要件とし、 義務化すべき。 ② 相談窓口への通報をもとに団体ヒアリングを 行う場合は、被害者保護を最優先にして二次被 害を防ぐべき。
【減免団体（PTA）にお ける現役要件の見直し】 現役割割合の基準を緩和	① 子どもたちのためにPTAのコミュニケーションは重要。人が集まりにくい現状もあるので、団体維持のため緩和しても良いのではない か。 ② PTA活動という主旨から外れない要件（一定 の割合は現役）を設けて緩和してはどうか。

3 第5回審議会での主な意見

No.	主な意見
1	オンライン化により蓄積されるデータをうまく活用してほしい。
2	スマートロックについて「慎重に検討」という表現は消極的に捉えられるため、費用対効果を整理した上で、前向きに導入の検討をしてほしい。
3	特定の登録団体による枠の占有（早い者勝ち）をシステムでどう制御するかが、運用する際の課題である。
4	子どもの安全確保を5つ目の提言として盛り込むことはできないか。
5	指導者向け講習会への出席を必須とすることを盛り込むべきである。
6	校庭の夜間利用について、学校の環境整備や、それに合わせた料金体系の検討を盛り込むべきである。
7	在住・在勤・在学者の割合を偽って登録するなどの悪質なケースを罰則規定（虚偽申請）に明記し、抑止力を持たせるべきである。
8	いつまでに何を実施するのかという具体的なスケジュールや目標（ロードマップ）を示し、進捗を審議会委員にも共有してほしい。

以上